

第1条（会員）

会員は、マルコEカード会員特約（以下「本特約」という。）及びマルコEカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社をマルコ株式会社（以下「提携会社」という。）とします。

第3条（提携会社で利用した場合の支払方法）

会員規約第25条の規定にかかわらず、提携会社で利用したカードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 提携会社におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払、残高スライド元利定額リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。
- (2) 会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

支払回数（回）	1	2	3	4	5	6	10	12	15
支払期間（ヵ月）	1	2	3	4	5	6	10	12	15
実質年率（%）	0.0	0.0	10.8	11.5	12.0	12.3	12.9	13.1	13.2
利用代金100円当たりの手数料の額（円）	0.0	0.0	1.8	2.4	3.0	3.6	6.0	7.2	9.0

支払回数（回）	18	20	24	30	36	ボーナス一括払	ボーナス2回払
支払期間（ヵ月）	18	20	24	30	36	1～7	5～12
実質年率（%）	13.3	13.3	13.3	13.3	13.2	0.0	5.1～16.2
利用代金100円当たりの手数料の額（円）	10.8	12.0	14.4	18.0	21.6	0.0	4.0

（例）利用代金 100,000円 12回払

- 手数料 100,000円×7.2円÷100円＝7,200円
- 支払総額 100,000円＋7,200円＝107,200円
- 初回分割支払額 9,300円
- 2回目以降分割支払額 8,900円

- (3) ボーナス一括払の支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月とします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.0%）。支払期間は、1ヵ月から7ヵ月とします。
- (4) ボーナス2回払の支払月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月の支払金額は利用代金と手数料を合算した額の2分1ずつを支払うものとし、端数が発生する場合は、初回の支払月に算入し支払うものとします。ただし、利用できる期間及び金額については指定があります。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は4.0円（実質年率5.1%～16.2%）、支払期間は5ヵ月から12ヵ月とします。
- (5) 残高スライド元利定額リボルビング払の月々の支払額（以下「弁済金」という。）は会社が指定した金額のうちから会員が申込の際に指定した金額（ただし、指定がない場合は、最少金額。）とします。ただし、会社が認めた場合に限り弁済金の増額を会社が指定した方法にて行な

うことができるものとします。弁済金が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額をお支払いいただきます。なお、残高スライド元利定額リボルビング払の手数料は、毎月末日の利用代金残高に対して、実質年率11.76%を乗じた額を弁済金に含めてお支払いいただきます。弁済金の具体的算定例は次のとおりとなります。

(例) 弁済金 10,000円

当月末日の累積代金残高 100,000円の場合

手数料充当分 $100,000円 \times 11.76\% \div 12ヵ月 = 980円$

元本充当分 $10,000円 - 980円 = 9,020円$

①会員の申し出があり会社が認めた場合は、カードショッピングの弁済金を変更ができるものとします。

②弁済金は、カードショッピングのリボルビング利用残高が50万円未満の場合は、会員が申込時に指定した金額となり、同利用残高が50万円以上となった場合は、各々当該指定金額に1万円増額されるものとします。

(6) (2) の実質年率及び手数料、(3) (4) (5) の手数料率については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条 (規約の適用等)

(1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。

(2) 会員規約第19条の規定は、本特約の変更の場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号